

7. 稲城市次世代育成支援行動計画

1. 次世代育成支援行動計画の基本理念

基本理念

育ち育てる力をみんなで応援

市民、地域、行政がそれぞれの役割分担を明確にし、地域社会における全ての子育て家庭への支援を、充実・強化していくことを目指し、基本理念を「育ち育てる力をみんなで応援」とします。

■「子育て家庭」については、保護者が子育てに重要な責任をもつという基本的認識のもとで、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるよう配慮します。

■「地域」としては、PTA、児童委員、子育てサークル、その他地域の住民などが、地域支援活動や見守りなどにより、共に子育てに取り組む姿勢や役割を明確にすることで、地域の子育て支援力を強化します。

■「行政」では、子育て家庭への様々な支援を行うとともに、子どもたちが地域の様々な人との出会いや交流を得られるよう、地域における活動等の取組みを促進します。

7つの基本目標

1. 地域における子育ての支援
2. 母と子の健康の確保及び推進
3. 子どもの心身の健やかな成長に資する保育・教育環境の整備
4. 子育てを支援する生活環境の整備
5. 職業生活と家庭生活との両立の推進
6. 子ども等の安全の確保
7. 要支援児童への対応

2. 次世代育成支援行動計画の基本目標

目標 1 地域における子育ての支援

すべての家庭が安心して子育てができるよう、地域における様々な子育て支援サービスの充実を図るとともに、そのサービスが利用しやすく、より有効なものとなるよう取組を推進します。また、保育サービスや学童クラブなどを充実し、仕事と育児の両立を支援します。

子育て家庭が必要とする情報の提供や相談の充実を図るとともに、子育て中の親の仲間づくりを推進します。更に、児童の健全な育成に向けた各種活動の活発化に努めます。

1. 地域における子育て支援サービスの充実

- ・子ども家庭支援センターの事業内容や職員体制の充実
- ・遊びのひろばのPRと事業内容の拡充
- ・子育てひろば事業の設置の促進と開所日や開所時間の拡充
- ・一時保育実施園の拡充
- ・ファミリー・サポート・センター事業の充実

2. 保育サービスの充実

- ・保育所への児童の受け入れと施設の整備・充実
- ・保護者間ネットワークづくりの支援
- ・延長保育、病後児保育、障害児保育などの特別保育事業の拡充

3. 子育てに関する相談の充実と情報提供

- ・保育園・幼稚園・学校及び子ども家庭支援センターにおける相談体制の充実
- ・子ども家庭支援センターにおける総合的な情報提供の充実
- ・子育て情報冊子やホームページによる情報提供の充実

4. 子育てグループ等への支援

- ・グループワークによる子育ての仲間づくりの推進
- ・子育てボランティアの育成と活動の活発化

5. 児童の健全育成

- ・学童クラブの充実
- ・子どもの居場所づくりとしての児童館の充実

6. 経済的支援の充実

- ・児童手当など各種手当の支給
- ・乳幼児医療費の助成の充実
- ・幼稚園児をもつ保護者や在宅での幼児教育の経済的負担の軽減
- ・就学が困難な児童生徒や障害をもつ保護者への援助

目標2 母と子の健康の確保及び増進

すべての子どもと子育てをする親の健康確保に向け、妊娠、出産から乳幼児期を通じ、母と子の健康づくりや相談・指導を通じた育児不安の軽減に努めるとともに、食育の推進や思春期からの健康づくりの充実を図ります。

また、安心して子どもを産み、育てられるよう小児医療の充実を図るなど、保健・福祉・医療に関わるサービスが総合的かつ安心して受けられるよう関係機関の連携に努めます。

1. 子どもや母親の健康の確保

- ・妊娠中の健康管理についての学習や健康診査の充実
- ・ハイリスク妊産婦などへの相談・訪問事業の充実
- ・きめ細かな健康診査の推進と健診後のフォロー体制の充実
- ・健康相談体制や学習機会の充実

2. 食育の推進

- ・発達段階に応じた食育の啓発
- ・食を通じた豊かな家庭環境づくりの指導・啓発
- ・学校や地域における食育への取組の推進

3. 思春期保健対策の充実

- ・保健センターや保健所、医療施設等関係機関との連携の強化
- ・学校等における相談事業の充実

4. 小児医療の充実

- ・地域の医療機関と連携した小児医療体制の充実
- ・市立病院による二次救急医療の充実
- ・市民の救急利用についての意識啓発の推進

目標3 子どもの心身の健やかな成長に資する保育・教育環境の整備

家庭を築き、子どもを育てることの大切さや意義を理解する次代の親の育成に努めます。

また、次代を担う子どもたちが成長とともに豊かな心、健やかな身体、確かな学力を育んでいくことができるよう、保育環境及び教育環境や教育内容の充実に努めるとともに、家庭、学校、地域が連携して、それぞれが本来もつ教育力の向上を図ります。とりわけ、自然体験や社会体験を通して、地域において子ども同士だけではなく、大人たちとの交流を促進します。

1. 次代の親の育成

- ・男女が協力して築く家庭の大切さについての意識の啓発
- ・子どもたちが乳幼児とふれあう学習機会の確保
- ・中・高校生等による保育ボランティア活動の推進

2. 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境の整備

- ・生きる力を育む体験学習や子どもの個性と創造力を伸ばす教育の推進
- ・カウンセラーの配置等による相談体制の充実
- ・地域の教育資源を積極的に活用する体験学習の充実
- ・学校、家庭、地域との連携・協力の推進

3. 家庭や地域の教育力の向上

- ・望ましい親のあり方やしつけの方法などを学ぶ学習機会の提供
- ・親同士の交流、ネットワークづくりの支援
- ・児童館事業等による子どもたちの体験機会の提供
- ・子ども同士の交流や世代間交流など多様な交流機会の提供

目標4 子育てを支援する生活環境の整備

子どもや子育て家庭に配慮した住宅や居住環境の整備を図ります。

また、子どもやその保護者はもちろん、すべての市民が安全に通行することができる道路交通環境の改善や、安心して外出できる公共施設のバリアフリー化を推進します。更に、緑に囲まれた環境を最大限活かした子育てを行うとともに、地域住民と協力して安全・安心の子育て環境づくりを推進します。

1. 良好な居住環境の整備

- ・子育て世帯に良質な住宅を供給するためのまちづくりの推進
- ・公共施設における子育て支援設備の整備

2. 子育てにやさしい環境の整備

- ・安心して移動できる道路環境整備や楽しく歩ける散策の道づくりの推進
- ・快適性、安全性に配慮した公園の整備

3. 安全・安心まちづくりの推進

- ・必要な場所への交通安全施設や防犯灯等の整備

目標5 職業生活と家庭生活との両立の推進

共働き世帯が増加している中、男女が協力して子どもを生き育てられる家庭を築けるよう、男性を含めた働き方の見直し等、企業に対して理解と協力を求めます。

また、男女を問わず育児休業等の普及啓発など、子育てしながら働きやすい環境づくりに向けた取組を図ります。

1. 男女の働き方の見直し等

- ・積極的な育児休暇の取得などについての事業主への意識啓発

2. 仕事と子育ての両立支援

- ・男女が協力し合う家庭生活についての意識啓発
- ・育児休業制度等の普及・啓発

目標6 子ども等の安全の確保

子どもたちを交通事故や犯罪の被害から守る活動を、保育所、幼稚園、学校、関係機関、地域と連携・協力しながら総合的な防止対策を推進します。

また、子どもたちに対して悪影響を及ぼす薬物乱用防止等の非行防止対策を推進します。

1. 子どもの交通安全の確保

- ・地域の実情にあった交通安全教室の充実
- ・地域と市民が一体となった交通安全対策の推進

2. 子どもを犯罪から守る環境及び活動の推進

- ・学校等の安全管理体制の強化や安全指導の充実
- ・学校と地域との連携による地域防犯ネットワークづくり

3. 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

- ・家庭、地域、警察等の連携による環境浄化活動や非行防止活動の推進

目標7 要支援児童への対応

子どもの心身の成長に重大な影響を与える児童虐待について、発生予防から早期発見、早期対応に向け、関係機関を含め、地域の連携、協力を図ります。

また、ひとり親家庭への適切な支援サービスと相談体制の充実、障害児が身近な地域で生活でき、障害の程度に応じた保育・教育の場を整備するなど、一貫した総合的な取組を推進します。

1. 児童虐待防止対策の充実

- ・児童虐待の予防と早期発見・早期対応に向けた意識の啓発や相談活動の充実
- ・子育て関係機関の連携協力によるネットワークの構築

2. ひとり親家庭の自立支援

- ・ひとり親家庭の自立の促進に向けた相談体制の充実
- ・生活支援や就労促進の充実

3. 障害児施策の充実

- ・関係機関との連携による地域での支援の充実
- ・療育相談や指導など早期療育体制の充実
- ・生活支援制度の利用促進など在宅生活支援の充実
- ・保育所、幼稚園、学校、学童クラブ、児童館などの障害児の受け入れの推進

3. 計画の施策体系

